

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月23日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	東久留米市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.higashikurume.lg.jp/shisei/joho/1005146/index.html">http://www.city.higashikurume.lg.jp/shisei/joho/1005146/index.html</a>

執行機関名 東久留米市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	経済的な理由によって義務教育を受けることが困難な児童・生徒の保護者に対して就学に必要な経費の援助に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		東久留米市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第7の項 経済的な理由によって義務教育を受けることが困難な児童・生徒の保護者に対して就学に必要な経費の援助に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第1条	東久留米市就学援助費事務処理要綱第1
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1 この要綱は、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和31年法律第40号)、学校給食法(昭和29年法律第160号)及び学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づき、経済的理由で就学が困難と認められた児童・生徒の保護者に対して東久留米市が学校教育に必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		東久留米市就学援助費事務処理要綱(平成27年東久留米市教育委員会訓令乙第11号)